

広島県告示第四百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二日

広島県知事 横 田 美 香

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
広島県ビルメンテナンส์協同組合 理事長 澤田 英治	広島市西区己斐 本町二丁目一九 番三号	令和八年三月 一七日	県営住宅（平成ケ浜 住宅）に係る住宅及 び駐車場の使用料	令和八年四月一日 ～令和十二年三月 三十一日